

令和7年7月7日

地域金融機関との「相続手続きの共通化」の拡大について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、令和7年1月6日から、株式会社阿波銀行（徳島県徳島市、頭取 福永丈久）と相続手続きの共通化を実施してまいりました。

今般、お客さまのさらなる利便性の向上を図るため、共通化の実施機関に徳島県信用金庫協会（徳島信用金庫 理事長 小濱一夫、阿南信用金庫 理事長 手束勤）が加わることとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

当行は、今後も多様化するお客さまの課題を解決し、より一層の利便性向上に取り組んでまいります。

記

1. 参加金融機関

金融機関名	実施時期
株式会社徳島大正銀行、株式会社阿波銀行	令和7年1月6日（月）
【今回追加】 徳島信用金庫、阿南信用金庫	令和7年8月1日（金）

2. 共通化の背景・目的

- （1）高齢化社会の進展により、今後相続の増加が予想されるなか、預金等の相続手続きは、金融機関ごとに必要書類が異なるなど煩雑さが課題でした。
- （2）地域のお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、令和7年1月から徳島大正銀行および阿波銀行において相続手続きの共通化を開始いたしました。
- （3）今般、徳島信用金庫、阿南信用金庫が本取組みに加わることで、地域のお客さまのさらなる利便性向上、サステナブルな社会の実現に努めてまいります。

3. 共通化の概要

- （1）相続手続依頼書類の様式・記入方法の共通化
- （2）ご提出いただく確認書類の共通化
- （3）相続手続きの簡素化基準の共通化

（注）本件は相続手続きを共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関ごとに必要となります。また、金融機関ごとに一部相違する取扱いもあります。

以上